

第4次海南市総合計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名 第4次海南市総合計画策定支援業務
2. 業務の目的 本事業は、本市の最上位計画である現在の「第3次総合計画」の計画期間が令和6年度を以て終了することから、社会経済情勢や本市を取り巻く課題等を踏まえた新たなまちづくりの指針として「第4次海南市総合計画」を策定するものである。
また、本市の人口減少対策の基本的計画である「第2期海南市総合戦略」についても同時期に計画期間が終了となるため、次期総合計画では次期総合戦略を統合し、より一層、地方創生を推進していくものとする。
本業務は、高い専門性と豊富な経験等を有する事業者により総合戦略と一体化した総合計画の策定支援を委託し、策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。
3. 策定期間 令和6年度及び令和7年度
4. 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
5. 業務内容

【令和6年度】

- ①第3次海南市総合計画の検証・総括
- ②基礎調査・現状分析（担当課への聴き取り調査、子育て世代へのグループインタビュー等）
- ③市民意識の把握（市民参加型ワークショップ等）
- ④他市の状況など計画策定に必要な情報・事例の収集
- ⑤問題提起及び課題整理
- ⑥計画骨子及び計画素案の作成
- ⑦基本構想の骨子及び素案の作成
- ⑧SDGsに関すること
- ⑨人口ビジョン（人口の現状分析、将来展望、各種調査結果に基づく課題の抽出、整理）
- ⑩デジタル化に関する検証、目標設定等
（国のデジタル田園都市国家構想総合戦略や和歌山県の総合戦略を勘案して検討）
- ⑪目標における数値目標、各施策における重要業績評価指標（KPI）の検討
- ⑫その他、計画の策定が円滑に遂行されるために必要な業務

【令和7年度】

- ①基本構想の訂正・校正
- ②基本計画の訂正・校正
- ③人口ビジョンの訂正・校正

- ④計画案の編集・校正
- ⑤計画の完成成果品データ作成（印刷製本は業務内容に含まない）
- ⑥その他、計画の策定が円滑に遂行されるために必要な業務

※総合計画と総合戦略を一体化して作成する。

※計画期間は令和7年度～令和11年度の5年とする。

※冊子のページ数は現在の第3次総合計画と同程度とする。

6. 関係法令

受託者は、業務の履行にあたり、「地方自治法」（昭和22年法律67号）の関係法令並びに本市の条例・規則等を遵守しなければならない。

7. 資料の貸与

業務の遂行上必要な書類の収集は、原則として受託者が行うものであるが、本市が所有し業務に必要な資料については、リストを作成の上貸与するものとし、業務完了とともに返還するものとする。

8. 技術者

受託者は、管理技術者及び技術者をもって業務を行い、管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

また、業務の円滑な推進を図る上で、高度な技術及び知識を要する部門については、相当の経験を有する十分な数の技術者を配置しなければならない。

9. その他疑義及び協議

(1) 著作権

①本契約で作成された印刷物の著作権及び著作権は、市が所有するものとする。

②受託者は本契約の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報、写真及びネガフィルム等については、市に譲渡するものとする。

③市が前項の規定により引渡しの請求をしたときは、市の指定する方法に従い、指定された期日までに、これらを引き渡さなければならない。

(2) 疑義及び協議

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が双方協議の上これを定め、業務を遂行しなければならない。